

汚土回収・道路清掃事業に伴うご協力依頼

平素は、土木行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、毎年、各区町会で生活環境の保全のため水路や道路側溝、歩道等の清掃に取り組んでいただいておりますが、本市が汚土等回収を行なう上で、下記の事項につきましてご協力をお願いいたします。

記

1. 近年、地域の汚土を集積していただいております集積場所に、汚土と一緒に家庭ゴミ（庭の剪定枝や鉢植の土）等が出されているケースがございます。水路や道路清掃に伴うゴミ以外につきましては回収出来ませんので、各区町会・水利組合等において処分していただきますようよろしくお願いいたします。

（不法投棄等につきましては、警察の対応になります）

2. 汚土や除草した草の処分につきましては、分別処分が基本となっております。清掃時にでた雑草と汚土は必ず分別していただきますようよろしくお願いいたします。また、資源ゴミ（空き缶・自転車等）につきましても、資源ゴミとして分別していただきますようよろしくお願いいたします。

羽曳野市土木部維持管理課

☎ 072-958-1111

（内線番号 2940）

☎ 直通番号 072-947-3922